

構造設備等に関する新旧対照表

変更前				変更後					
製作者				製作者					
型式				型式					
台数		台	エックス線管の数	管球	台数		台	エックス線管の数	管球
定格出力	連続	K V P		m A	定格出力	連続	K V P		m A
	短時間	K V P		m A s		短時間	K V P		m A s
	蓄放式	K V		μ F		蓄放式	K V		μ F
用途		透視用・一般撮影用・C T 歯科用・その他 ()			用途		透視用・一般撮影用・C T 歯科用・その他 ()		
変更後のエックス線装置の障害防止に関する構造設備									
医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮蔽		有・無		撮影用装置	照射野絞り装置		有・無		
付加る過板の総ろ過		mm AL当量/Mo当量			医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離		cm		
透視装置	患者への入射線量率(50mGy/分)		以下・超		胸部集検用 間接撮影装置	利用線錐が角錐型かつ照射野絞り装置		有・無	
	高線量率透視制御装置		有・無			接触可能表面から10cmの距離において $1\mu\text{Gy}/1$ ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体		有・無	
	透視時間の積算並びに一定時間経過時の警告ができるタイマー		有・無			遮蔽物から10cmの距離において $1\mu\text{Gy}/1$ ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物		有・無	
	焦点皮膚間距離保持装置(最短距離30cm)またはインターロック		有・無			エックス線管焦点及び患者から2m以上離れて操作できる構造		有・無	
	照射野絞り装置		有・無		携帯型装置・移動型装置	保管場所			
	受信器通過エックス線空気マーカ率(接触可能表面から10cm)		150 $\mu\text{Gy}/$ 時以下 150 $\mu\text{Gy}/$ 時超			ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック		有・無	
	最大照射野外3cmを通過したエックス線の空気マーカ率(接触可能表面から10cm)		150 $\mu\text{Gy}/$ 時以下 150 $\mu\text{Gy}/$ 時超		治療用装置				
	利用線錐以外のエックス線遮蔽手段		有・無		口内法装置	照射筒先端における照射野の直径		cm	

変更前				変更後			
画 壁 等 の 構 造	概要 区分	構造または材料	厚さ c m	構造概要 区分	構造または材料	厚さ c m	
	天井			天井			
	床			床			
	画 壁	東			東		
		西			西		
		南			南		
		北			北		
	監視用窓			監視用窓			
	出入口の扉			出入口の扉			
	その他の開口部			その他の開口部			
画壁等の外側における実効線量		1mSv/週以下 1mSv/週超		画壁等の外側における実効線量		1mSv/週以下 1mSv/週超	
操作室		有 ・ 無		操作室		有 ・ 無	
出入口における使用中の表示		有 ・ 無		出入口における使用中の表示		有 ・ 無	
標識		有 ・ 無		標識		有 ・ 無	
注意事項の掲示		有 ・ 無		注意事項の掲示		有 ・ 無	
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量		250 μ Sv/3月以下 250 μ Sv/3月超		敷地内居住区域及び敷地の境界における1実効線量		250 μ Sv/3月以下 250 μ Sv/3月超	
入院患者の実効線量（診療により被ばくする放射線を除く）		1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超		入院患者の実効線量（診療により被ばくする放射線を除く）		1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超	
管 理 区 域	区域の設定	有 ・ 無		区域の設定	有 ・ 無		
	境界における実効線量	1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超		境界における実効線量	1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超		
	標識	有 ・ 無		標識	有 ・ 無		
	立入制限措置	有 ・ 無		立入制限措置	有 ・ 無		
従 業 者 等 防 止	防護用具（防護前掛等）	有 ・ 無		防護用具（防護前掛等）	有 ・ 無		
	被ばく放射線測定器具	フィルムバッチ・ ポケット線量計・ リングバッチ・ TLD・その他 ()		被ばく放射線測定器具	フィルムバッチ・ ポケット線量計・ リングバッチ・ TLD・その他 ()		

エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技士又は診療エックス線技士（変更前）		
氏名	職種	エックス線診療に関する経歴 (免許番号ならびに取得年月日)

エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技士又は診療エックス線技士（変更後）		
氏名	職種	エックス線診療に関する経歴 (免許番号ならびに取得年月日)